

盛岡市動物公園券売機公募等指針

令和 4 年 3 月

株式会社もりおかパークマネジメント

1 公募の目的

盛岡市動物公園へ来園する方々に提供するサービス向上のため、弊社の少ないリソース（発券業務軽減で弊社他事業へリソースを割く）で来園者の多くのニーズに応えることを目的とし、券売機システムを更新します。

このことから、廉価な価格（リース）でより充実した機能の提案を求めるものです。

2 公募の概要

- (1) 要求水準（求める機能） 別紙による。
- (2) 機器リース期間 7年間

3 応募の資格

- (1) 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- (2) グループで応募する場合は、代表法人を定めてください。
- (3) 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- (4) 応募法人等の内で、導入する機器の整備やメンテナンスに関する窓口となる法人を定めることとします。（リース契約する機器に関する問い合わせ先の一本化）
- (5) 代表法人は、導入する機器の整備やメンテナンスにかかる業務を遂行する責務を負うこととします。

4 応募条件

- (1) 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- (2) 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

5 公募手続きに関する事項等

(1) 日程

項目	時期
公募指針等の公表	令和4年 3月22日（火）17:00～
質問書受付	令和4年 3月23日（水）～ 令和4年 3月30日（水）
質問書回答	令和4年 4月19日（火）13:00に届かなければ御連絡ください
応募計画書等の提出期限	令和4年 6月15日（水）
審査会開催通知	令和4年 6月22日（水）
審査会	令和4年 6月下旬開催予定（日時及び会場は通知書により指定）
応募計画書等の決定通知	令和4年 7月上旬
機器リース契約の締結	令和4年 8月頃（予定：条件が整い次第契約へ移行）
（製造～整備～運用～メンテナンス）	（～令和5年3月上旬：整備終了、令和5年4月頃～：メンテナンス）
機器運用開始	令和5年 4月頃

(2) 応募手続き

ア 応募様式

株式会社もりおかパークマネジメントのホームページ（盛岡市動物公園）又は盛岡市のホームページからもダウンロードできます。

イ ダウンロード可能開始日

令和4年3月22日（火）

(3) 公募指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下の通り質問書を提出してください。

なお、回答内容については、本公募指針と同等の効力を持つものとし、その質問内容及び回答は他の応募者へも情報共有します。

(4) 使用様式

様式1「質問書」

(5) 受付期間

ア 令和4年3月23日（水）～令和4年3月30日（水）まで

イ 提出方法：電子メール

ウ メールアドレス：moriokazoo@m7.dion.ne.jp

エ 担当：株式会社もりおかパークマネジメント

企画営業広報グループ サブリーダー 館山牧子、阿部彩香、三浦直子

オ 質問回答日：令和4年4月19日（火）までに回答

カ 質問回答方法：質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答します。

(6) 審査会

ア 審査会の案内：令和4年6月22日（水）までに通知

イ プレゼンテーション：審査委員への事業提案内容を説明してください。

ウ その他

プレゼンテーションへの参加人数、会場及び時間等の仔細を明記して通知します。

なお、事業提案書に追加や変更を行ったプレゼンテーションは失格となるため、資料の加筆等を行わないこと。

6 応募計画書等の書類

(1) 応募書類

応募者は以下の書類を提出してください。

提出部数は紙ベース3部（正本1部、写し2部とする。3は写しのみ3部）とします。

名称	様式	内容等
1 応募登録書申込書	様式2	
2 誓約書	様式3	
3 応募グループ協定書又は協力会社組織表	応募グループの場合は写し 協力会社：組織表	組織表の様式は自由とする。
4 事業者別状況調書	様式4	
5 事業者の経理状況調書	様式5	
6 申し込み添付書類 ・ 会社定款 ・ 法人税申告書 ・ 納税証明書の写し（市民税及び消費税等）	様式は自由 関係法令に定める様式 各種証明書	直近3事業年度分 直近3事業年度分

(2) 事業提案（応募計画書等）

次に示す事項を項目が分かるように明記のうえ各項目1枚にして順に整理し、A4版で作成してファイルに綴って、20部提出してください。また、書類には応募者名が特定できないようにしてください。

各種機関への確認が必要な場合は、協議確認を行った上で応募計画書等関係書類を作成してください。

- ・ 応募計画書等書類の作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とします。
- ・ 応募計画書等書類の提出後はいかなる理由があっても変更は認めません。
- ・ 必要に応じて応募計画書等書類一覧に記載してある書類以外の提示を求めることがあり、その提示に求めて書類作成して決められた期日までに速やかに提出してください。(郵送及び持参で担当者宛でお願いします。弊社着払いの郵送は受け付けません)
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真及びスケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 別添要求水準に記載してある区分(◎、○、△)で年間リース料が理解できるように指定様式の「盛岡市動物公園券売機要求水準に対する金額内訳書」に記入し、提示してください。
- ・ リース会社は当方で調査決定しますが、弊社にとって有利となると思われるリース会社があれば提案してください。

(3) 担当者

担当者 株式会社もりおかパークマネジメント
企画営業広報グループ サブリーダー 館山牧子、阿部彩香、三浦直子
住所 〒020-0803 岩手県盛岡市新庄字下八木田 60-18
電話 019-654-8266 (代表)
メールアドレス moriokazoo@m7.dion.ne.jp

(4) 受付時間

応募計画書の受付を含め、すべての事務処理は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(5) 審査方法

ア 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

(ア) 第一次審査 (担当者による審査)

A 参加資格の確認

応募者が資格等を満たしているかを審査します。

B 法令遵守に関する審査

応募計画書の内容が法律及び条例等に違反していないことを審査します。

C 本指針に照らし適切なものであることの審査

応募計画書が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・ 応募計画書が本指針で示した目的と適合していること。
- ・ 記載すべき事項が示されていること。
- ・ 設定期間中に機器の製造、導入及び運営が確実に履行されることが客観的により見込めること。

(イ) 第二次審査 (審査員による審査)

第一次審査を通過した提案について、盛岡市動物公園券売機導入審査委員会 (以下「審査委員会」という。)において、本指針で示す評価基準に沿って審査します。

イ 審査委員会

弊社は応募計画書の審査を会議で行います。

審査委員会では、応募者から提出された応募計画書について本指針で示す評価項目及び内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査結果によっては、最優秀提案及び次点提案の一方又は両方について該当なしとする場合があります。審査委員会の委員は次のとおりです。

氏名 (順不同、敬称略)	所属・役職名
吉 田 隆 一	株式会社もりおかパークマネジメント 代表取締役
辻 本 恒 徳	盛岡市動物公園 園長
富 樫 正 幸	盛岡市 都市整備部 公園みどり課長
塩 田 大 成	株式会社ビルスタジオ 代表取締役

ウ 評価基準

弊社は提出された応募計画書について、次の評価項目に沿って評価を行います。

項目		審査事項	審査
I 機器機能	機器機能の充実 機器寸法の適切 機器配置イラスト	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的達成に資する機能が充実しているか。 ・機器設置寸法が適切であるか。 ・盛岡市動物公園再生事業の建築デザイン及びブランドスケープと調和され、機器デザインが魅力的か。 	30
II 処理能力	1時間当りの処理能力	来園者がストレスなく入園できるような環境とするための処理能力を有しているか。(根拠)	5
III 管理計画	保守点検 緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・機器故障による不測の事態を未然に要望するための保守点検が適切に行われるか。 ・機器故障による不測の事態時に早期の対応を行える体制であるか。 	20
IV コスト	導入経費 ランニングコスト 年間リース	<ul style="list-style-type: none"> ・機器導入にかかる経費が安価であるか。 ・機器稼働消耗品等の価格が抑えられるか。 ・機器年間リースコストが安価であるか。 (◎、○、△と区分し、導入経費、ランニングコスト及び年間リースを整理して提案してください)	30
V その他		上記評価項目以外に盛岡市動物公園再生事業の魅力向上に関する提案があるか。	15

(6) 結果通知

選定結果は、応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話による問い合わせには応じません。また、選定結果は株式会社もりおかパークマネジメントのホームページで公表します。

(7) 審査委員への接触禁止等

応募法人等が最優秀提案及び次点提案の決定前までに、審査委員に対して本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。また、公募開始から最優秀提案及び次点提案の決定前までは、応募法人等に限りならずいかなる者からの提案内容や審査内容等に関するお問い合わせにはお答えできません。

(8) 事業予定者の決定

弊社は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を事業予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。弊社が事業予定者の提出した応募計画書の認定に至らなかった場合は、次点者が事業予定者としての地位を取得することとなります。

なお、審査結果によっては、事業予定者及び次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(9) 応募計画書の認定

弊社は、事業予定者が提出した応募計画書を認定します。これにより、事業予定者は認定事業者となります。

(10) 契約の締結

認定事業者となった応募法人及び応募グループは、弊社と契約条件（機器機能や金額等）を協議のうえ整理し、速やかに契約行為へ移行するものとします。

(11) 法規制等

提案内容は各種関係法令等を遵守してください。また、事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、認定事業者の負担により実施してください。